# 施設園芸農家の皆様へ 燃油購入費を一部助成します! ~みなかみ町地産地消推進協議会 施設園芸燃油価格高騰対策事業~

昨今の世界情勢などによる影響で燃油価格が高騰し、経営費のうち燃料費が大部分を占める施設園芸農家では、農業経営に多大な影響を受けております。みなかみ町地産地消推進協議会では、施設園芸農家に対し燃油購入費の一部を補助し、町内で消費される園芸作物の収穫量維持及び次期作への意欲向上により、地産地消の推進を目指します。

### ■交付対象者

次の全ての要件に該当する農業者とします。

- (1)みなかみ町内に居住する個人又はみなかみ町内に事業所を置く法人であること。
- (2)みなかみ町内の園芸施設で農産物を栽培し、施設内の農業用機械等でA重油又は灯油を使用していること。

(対象農作物:いちご、きゅうり、花き、きのこ類、トマト等)

- (3)令和3年分の1年間の農産物販売額が50万円以上であること。
- (4)町税を滞納していないこと。

### ■補助対象経費・補助金額等

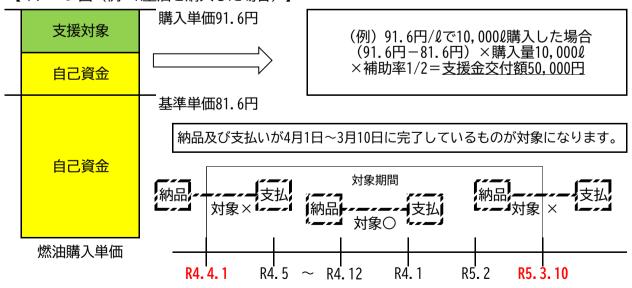
#### 【補助対象経費】

施設園芸用に購入したA重油又は灯油で、基準単価(A重油:81.6円/L、灯油:86.5円/L)を超える単価で購入し、納品日及び支払日が令和4年4月1日から令和5年3月10日までのもの。

## 【補助金額】

購入単価と基準単価の差額に購入量を乗じた金額の1/2以内(千円未満切捨て) ただし、1経営体あたり交付限度額20万円まで

#### 【イメージ図(例:A重油を購入した場合)】



## 申請から補助金受領までの流れ

提出書類 (1)~(7)の書類全て			申請者 燃油の購入・支払
(1)	文付申請書兼請求書(様式第1号)		<u> </u>
(2)	事業計画書兼実績書(様式第2号)		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
(3)	令和3年以降の1年間の農産物の売上げを確認できる書類		申請者 提出書類を提出
	個人の場合	法人の場合	<b>\</b>
	・令和3年分の所得税確定申告 第一表の控え ・青色申告計算書及び収入金	・直近の決算報告書の写し	みなかみ町協議会 審査
	額の内訳の写し又は白色申告 収支内訳書及び収入金額の明 細の写し		<u> </u>
			みなかみ町協議会 補助金確定・交付
(4)			<b></b>
(5)	通帳の写し(申請者名義のもの)		申請者 補助金受領
(6)	本人確認書類(個人の場合のみ)		
(7)	その他参考となる書類		

## 【申請受付期限】

## 令和5年3月15日(水)まで必着 ※厳守

- ※予算額に達した時点で受付は締め切ります。
- ※申請は一経営体あたり一度のみとします。

## 【申請方法】

- 申請書類を書き提出先へ持参又は郵送してください。
  ※郵送の場合、受付期限に間に合うよう、お早めにご送付ください。
- ※記入漏れや不足書類のないよう、提出前によくご確認ください。

提出先・お問い合わせ先

みなかみ町役場 農林課(みなかみ町地産地消推進協議会事務局)

379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野938番地1

電話番号:0278-25-5015 (直通)

受付時間:8:30~17:15 (土日祝日を除く)